

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

週報

十一月十五日 號

第一六一號 昭和十四年十月二十五日 發行

五錢

物價停止と賃金
 賃金臨時措置令の解説
 結核の絶滅へ
 學校教育と結核
 陸軍に於ける結核豫防
 ラチオ・ビーコンの話
 米國中立法の修正
 鐵鋼 戰時統制物資講座(一)

週報 昭和十四年十月八日 日曜 郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行



感冒

鎮咳祛痰劑

プロチン

感冒や氣管枝カタル、肺結核、肋膜炎等のやうな咳や痰に關係のある疾患に効果ある鎮咳祛痰劑で、嘔氣や嘔吐、胃腸障碍等を來さず、服用し易く、味が佳く、効果頗る佳し。の點で推獎を享けて居り。

瓶 30錠 ¥ 40
 (包裝) 未 50瓦 ¥ 1.00
 液 100瓦 ¥ 1.85

三共感冒藥
 三共アスピリン (解熱)
 三共アスピリン (含嗽)
 三共アスピリン (吸入)
 三共アスピリン (錠剤)
 三共アスピリン (錠剤)



東京・日本橋・室町
 三共株式會社

於福知山

(判[A5]格規定國はさ大の書本)

露光量違いにより重複撮影

結核なき強國

令旨奉體結核豫防國民運動の徹底を期しませう

週報

十一月廿一日

結核と國民生活

（前掲の編改へ）
厚生省：二
農林省：一
文部省：一
陸軍省：三

物價停止と賃金

厚生省：二
農林省：一
文部省：一
陸軍省：三

週

十一月廿一日
十一月廿二日
十一月廿三日

閏

十一月廿四日
十一月廿五日
十一月廿六日

誌

十一月廿七日
十一月廿八日
十一月廿九日

大正神降下富士裾野演習場に

十一月廿一日
十一月廿二日
十一月廿三日

十一月廿四日
十一月廿五日
十一月廿六日

十一月廿七日
十一月廿八日
十一月廿九日

十一月三十日
十二月一日
十二月二日

十二月三日
十二月四日
十二月五日

十二月六日
十二月七日
十二月八日

十二月九日
十二月十日
十二月十一日

十二月十二日
十二月十三日
十二月十四日

十二月十五日
十二月十六日
十二月十七日

十二月十八日
十二月十九日
十二月二十日

十二月二十一日
十二月二十二日
十二月二十三日

十二月二十四日
十二月二十五日
十二月二十六日

十二月二十七日
十二月二十八日
十二月二十九日

十二月三十日
十二月三十一日

強結核ない國國

露光量違いにより重複撮影

週報

(十一月五日)

内閣情報部編輯ト

結核と國民生活

- ◇結核の絶滅へ 厚生省：ニ
- ◇學校教育と結核 文部省：セ
- ◇陸軍と結核豫防 陸軍省：三

物價停止と實金

- ラデオ・ビーコンの話 厚生省：六
- 選信省：三
- 米國中立法の修正 外務省情報部：四
- 戰時統制物資資産 ①

鐵

鋼

商工省：五

週日誌

- 十一月三日(金) 前夜追加
 - ▽米國新中立法成立
 - 十一月四日(土)
 - ▽野村外相、グルー米國大使と會談
 - 十一月五日(日)
 - ▽何佩瑛を省長とし湖北省政府成立
 - 十一月六日(月)
 - ▽米穀の最高販賣價格を石四十三圓に變更、強制買入制度を設置決定
 - ▽新任駐日ソ聯大使スメターニン氏着任
 - ▽ベルギー皇帝オランダ女王と御會談
 - 十一月七日(火)
 - ▽兵役法施行令を改正、第三乙種新設を閣議で決定
 - 十一月八日(水)
 - ▽ベルギー、オランダ兩國元首、英佛獨三國に和平を提議
 - 十一月八日(水)
 - ▽大元帥陛下富士操野演習場に
 - て近衛師團演習を天覽あらせらる
 - ▽支那派遣軍御視察の閣院參謀總長宮下御歸還
 - ▽須藤外務省情報部長、ピットマン米外交委員長の威嚇的態度を遺憾とし、帝國不返轉の方針と決意を外人記者團に表明
 - ▽木造建物建築統制規則公布
 - ▽ミンヘンに於けるナチス記念祭式場爆撃事件勃發
 - 十一月九日(木)
 - ▽第八回國家總動員會議會開催
 - 米穀換算制限案を可決、小作料統制案は委員附託
 - ▽獨逸國境に衝突事件起る
 - 十一月十日(金)
 - ▽第七十五通常議會を十二月二十三日東京に召集する旨の詔書官報を以て公布さる
 - ▽上海方面陸軍諸部隊は藤田中將をして指揮せしめらる
 - 支那派遣軍總司令部發表

結核と國民生活

結核絶滅の方途

厚生省

一 令旨奉體結核豫防國民運動開始

今回政府側は總掛りの態勢をとり、民間側は國民精神、總動員中央聯盟、財團法人結核豫防會が中心となり、精勵加盟各團體の協力の下に、十一月十四日を期して全國的に令旨奉體結核豫防國民運動が展開されることとなつた。本運動は本年四月二十八日、結核豫防に關し畏くも

皇后陛下より賜つた有難き令旨の御趣旨を、治く全國民に徹底せしめると共に、結核豫防に關する輿論を喚起して啓蒙の實を擧げ、結核豫防生活の實踐躬行を促し、以て興亞大業成就の一助たらしめんとするものであつて、國民體力向上の叫ばれる折から、今回の運動は誠に意義深きものを感じる。

なほ本運動は、従来の「デー」或ひは週間の形による催しと趣を異にし、十一月十四日以後の繼續的行事たらし

め、眞に結核豫防の効果を收むるに役立たせたいとした所を特徴とする。

わが國に於ける結核蔓延の現状については、既に本誌に於て述べたことがあるので(第三三號、第一四七號)、今回は本運動を機會として、如何にして國內の結核を防止し、進んでその絶滅を圖るべきかにつき、政府の意圖しつゝあるところを述べることにする。

二 結核豫防對策の三原則

結核豫防上必要な事業は多々あるが、政府に於ては、一、結核療養所の擴充、二、結核豫防相談施設の擴充、三、結核豫防知識の普及並びに實生活の指導の三項目を以て當面に於ける結核豫防對策の根幹となし、その擴充強化を企圖してゐるのである。

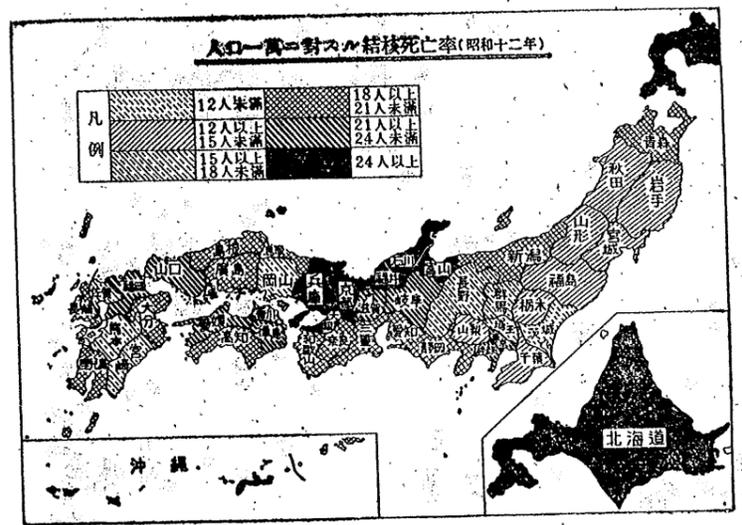
一、結核療養所 結核療養所は病毒傳播の恐れある結核患者を收容して病毒の散布を防止すると共に、患者に完全なる醫療を施す施設であるが、本施設をして結核豫防上充分に效果あらしめるために

は、一ヶ年の結核死亡と同数の病床を必要とされてゐる所から、結核死亡十五萬を數へるわが國に於ては、十五萬の結核病床を必要とするわけである。しかるに現在結核病床数は官公私立各種の療養所を合して僅かに三萬に過ぎず、理想と隔ること甚だ遠いものがある。

政府に於ては近年結核療養所の擴充に努力して來たのであるが、現状未だ上述の如く極めて不十分な憾みがある。そこで今回新たに結核療養所十萬床計畫を立て、或ひは官立療養所を擴充し、或ひは公立療養所、公益法人關係の療養所等の建設を促進する等速かにその實現を圖りたいと考へてゐる。

二、結核豫防相談 本施設は結核患者の早期診斷、療養指導の擴充、導並びにその家族に對する感染防止發病防止等の指導をなすところであつて、結核豫防の第一線的事業を使命とする。理想的に云へば、本施設は人口五、六萬につき一ヶ所を要するのであるが、現在のわが國に於ては健康相談所、保健所、小兒結核豫防所等を合





して二百數十ヶ所を有するに過ぎず、専ら今後の補充に俟たねばならない實狀である。よつて政府はその必要數、即ち全國に千四百ヶ所の相談施設を設け、いはゆる相談所網を張り廻らし、結核の絶滅を圖りたいと考へてゐる。

三、結核預防思想の普及 右の如く兩施設の發達を圖るほか、及と實生活指導 國民各自が結核預防に關する正しい知識を持ち、これを日常生活に應用實踐したならば、結核に對する各個防衛の實が擧り、國民結核預防上の効果は大である。これ本事業を重要視する所以であつて、政府に於ては、既に設立された財團法人結核預防會をして之に努めしめると共に、之と相提携し、その他の民間團體の協力を得て所期の目的を達成せんとしてゐるのである。

以上三項目の對策は、之を全國的に實施することは勿論であるが、全國中特に結核蔓延の甚だしい地方に對しては重點主義により一段の工夫をなすこととし、都會地に於ては小兒期に於て、既に結核病毒浸潤の顯著なる

に鑑み、小兒結核の預防に萬全を期し、北陸その他の農村地方に於ては、歸郷者中の結核患者による病毒傳播の大なるに着目して、その防止策を講じ、又住宅改善その他の生活指導にも當つてゐるのである。

三 政府所管に係るその他の事業

政府に於ては右三原則の實現を圖ると共に、なほ次のやうな諸策を實施することにより對策の萬全を期せんとしてゐる。

(イ) まづ結核患者届出制度の勵行である。現行結核豫防法により醫師が環境上病毒傳播の恐れある患者を發見した時は、之を行政官廳に届出ることになつてゐるが、之を充分に徹底させ、届出られた結核患者は療養所に入所せしめるか、健康相談所、保健所、囑託醫師の療養指導を受けしめるかの方法により病毒傳播の防止を徹底せしめてゐる。

(ロ) 既に發病せる結核患者のみならず、患者の家族或ひは集團生活者、その他必要と認められる者に對し、隨時

健康診断を施行して發病を最少限度に喰ひ止めることが必要である。健康相談施設の擴充と相俟つて之が徹底を期する方針である。

(ハ) 各種工場職場等は集團生活を行ふ場所であり且つ結核發病期の青年を多く抱擁してゐる關係から、これ等の集團より結核病者を出すことは特に多い。このやうな場所には、或ひは定期健康診断の施設、發病者の療養乃至保養施設を設けて自治的に結核預防上遺憾なきを期さねばならないのである。政府は事業主、或ひは管理者に對してその實施を勸奨せんとするものである。

(ニ) わが國に於ては、國民五十人につき一人の結核患者があり、十戸につき一戸は結核患者のゐる割合となつてゐる。この多數の結核患者の世話と、一般人の結核豫防生活の指導とを目標として各市町村に結核豫防婦を設けさせ、國民の實生活に即した結核預防の指導をさせることは、最も適切な事業であるので、その普及を圖りつつあるものである。

四 民間に於ける結核豫防事業

以上の政府の諸対策に相呼應して、民間に於ける各種の結核豫防事業が振興し、官民協力の實の擧げられることは最も望ましいところである。現在民間の結核豫防事業團體として最も大なる存在は、申すまでもなく財団法人結核豫防會であるが、同會は長くも秩父宮妃殿下を總裁に奉戴せる官民合同の大組織を有し、今後の活動はまさに刮目に値するものがある。同會の事業たる結核豫防対策の調査研究、結核研究所の設置、結核豫防思想の普及、實生活指導、結核豫防模範地區の設立、結核豫防職員養成、民間結核豫防事業の助成等何れも有意義且つ必要不可欠な事業たるを失はないが、わけても結核研究所の設置の如きは現在わが國に於てはもとより、世界何れの國に於ても、獨立せる総合的結核實地研究機關のない現状に鑑み、且つは將來に於ける結核の根絶といふ遠大なる理想の實現を圖る上に、是非とも今設置される必要があるのである。

五 結 び

又結核豫防上緊急と思考される事項は、何を措いても結核豫防思想の普及と實生活の改善である。若しも結核豫防の實績と豫防施設の完備にのみ期待するならば、われわれは尙ほ數年以上益甚だしい結核蔓延に慮けられ、その他はない。興亞大業の完遂を期するために國民活力の確保、國民體力向上の必要今より切なるはない時に當り、結核の蔓延を最少限度に阻み、更に之を減少せしめるために、國民は戰場に於て肉弾以て敵に當るの概を以て結核豫防に邁進せねばならぬ。

そこに國民實生活の改善の形によつて結核豫防上實に重要な対策が存するのである、例へば、住居の問題について見ても、皆果して採光換氣よろしきを得てゐるか、どうか、不必要なる密閉主義をとつて陽光を遮り、新鮮なる外氣の室内に入るを妨げてゐるやうなことはないか、寢室は清淨か、通風はよろしいかどうか、萬年床等の惡習はないか、また榮養の問題にしても、更に工夫改善す

べき諸點があらう。特に農村民の榮養保持乃至改善の問題については識者も農民全體も考へ直すべき問題があらう。又日常生活に衛生を重んじ、規則正しく且つ勤勞休養の調節を圖ることも必要である。又國民一般が現下の結核の蔓延に對して警戒の心を緩めず、時々健康診断を受ける習慣を得たいものである。

かくの如き結核豫防生活の實踐は、今回の國民運動の重要眼目となつてゐるものであつて、これについては、國民精神總動員中央聯盟及び財団法人結核豫防會を始めとして各種の團體、特に婦人團體等の盡力の大なるものがあるのであるが、今後とも繼續的に努力されると共に、教育機

關教化機關、報道機關その他あらゆる機關がそれ々の分野に於て結核豫防に關する國民教育の任に當つてくれ、たならば著るしき效果の生ずることを信するのである。

以上の如くにして、國民は先づ結核豫防の緊要性について、先づ覺るところあると同時に、一方に於ては官民一致結核豫防事業の劃期的躍進に鞭打ち、他方に於ては、結核豫防生活の實踐に入り、先づ以て現下の結核蔓延を防ぎ、やがて各種の結核豫防施設が整備された暁には、これによりますく結核撲滅の勢ひを旺にし、將來に於ては各種の研究施設等により、結核の全く無き健康日本を現出せしむべきである。

學校教育と結核

文 部 省

支那事變勃發に伴ふ生産力擴充の國策遂行には、必然

的に青年男女を驅つて工場生活に走らしめ、都市集中の傾向を招致し、ますます結核罹患の機會を助長しつゝあ

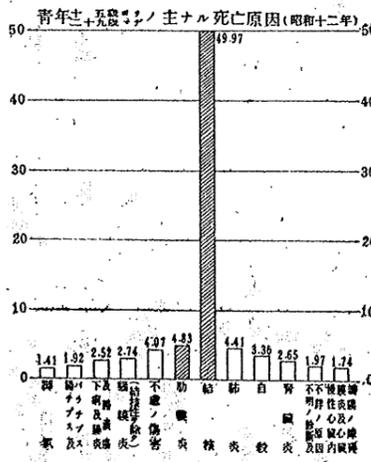
る際、結核対策は現下の時局に鑑み一層その重要性を認められなくてはならない。

結核は国民一般の關心事であると同時に、青少年の教育を司る學校に於ても、教育上特別の考慮を拂はねばならぬ重要事項であり、いや、多數の青少年を收容する學校の結核問題こそ結核対策の中心をなすもので、被教育者たる學生生徒児童、教育者たる教職員及びこれ等の教育環境たる校地、校舎、寄宿舎等を對象として考察せねばならない。

二

學生生徒児童の結核についてであるが、先づこれ等在學者の間には一ケ年間にどの位結核で死亡するものがあるか、或ひは現に結核に罹つてゐるものがどの位あるかといふに、この結核の死亡率、罹病率は學校の身體検査等によつてはなか／＼正確には發見されないし、又結核罹病状況を調べることは容易ではないので、その真相を知ることが困難であるが、二、三の統計資料を基礎に述べ

てみると、中等學校以上の學校の學生生徒では結核死亡率は在學者一萬人に對し二八・〇人、結核罹病率は一・〇——二・〇%といふことになる。即ち病氣のために長期に亘つて學業を休まねばならぬ病氣缺席者、病氣休學者、病氣退學者、並びに在學中に死亡するものの中、結核に起因するものは、病氣缺席者を除けば大體その半數以上であつて、學校に於ても一般社會と同様、學生生徒の健康は主として結核によつて脅かされるといふべきである。



いはゆる虚弱児童であつて、この虚弱児童の衛生養護を適切にし、彼等の健康の向上強化を圖ることは、將來の青年乃至成人に對する結核の豫防撲滅への近道である。

三

次は學校に於ける結核の豫防対策についてであるが、現在の學校教育は、皇國民としての基礎的鍊成にあるのであるから、現に日本國民に課せられた國家的使命を遂行するに必要な健康の鍊成をも國民たるの基礎的條件としての目標とすべきは勿論である。この國民の健康を脅かす結核の豫防対策は、在學者の體位の向上を重要目標とする學校教育に於て重要視すべきはもとより當然のことである。しかしして結核豫防対策として學校に於て實施すべき事項について述べれば概ね次の如くである。

一、就學、入學に際し、入學者の身體検査を精細に實施すること。

以上は中等學校以上の學校についてであるが、小學校に於ては、中等學校以上の學校と異り、結核の死亡並びに罹病といふことは現實には少いのであるが、小學校児童は心身の發育期にあるものであつて、未だ抵抗力も弱く、いはゆる潜伏結核の時代であり、その期間に於ける體育養護の如何が青年結核の發生に密接なる關係を有するのであるから、小學校に於ても、かゝる意味に於て結核に對して十分の注意を拂ふべきである。即ち結核に罹つてゐる者に對してはその程度に應じ當然休學なり、特別の衛生養護なりを加ふべきであるが、すでに結核に感染してゐるが、未だ發病といふ所に行つてゐない、いはゆる發病への中間にある児童も相當たくさんある。この潜伏性結核の發病を如何に防止するかといふことが學校衛生の重要課題であり、結核対策の根本問題である。しかしして學校教育としては單に醫學的の見地からのみでなく、教授、訓練、養護等教育の内容に關して衛生上特別の指導を加へ、結核の發病防止に遺憾なきを期すべきである。又この學童の結核と密接の關係を有するものは

就學、入學に際しては、入學者の身體検査を一層精密に行ひ、眞に修學に不適當と認める者は、入學を禁止し又は就學を猶豫すべきである。なかんづく、中等學校以上に於て最も注意すべきは結核であつて、なるべくレントゲン検査、マンントウ氏反應、赤血球沈降速度測定等、今日の醫學から信憑される検査方法を實施することが望ましい。

二、在學者に對し臨時健康指導をなすこと。

在學者に對しては、毎年施行される學校の身體検査を一層精密に實施し、その結果に基づいて在學者の健康指導を適切に行ひ、また身體虛弱者、缺席がちな者に對しては隨時に健康相談等を行ひ、特に胸部の診査に重點を置き、結核の早期発見に努めるとともに其の養護を遺憾なく行ふことが肝要である。養護の方法としては養護學校、養護學級、養護寮等を土地の情況、虛弱の程度に應じて施設すべきである。

三、學校在學者に對し、結核豫防教育を實施すること。

結核は單に結核菌の感染のみによつて發病するもので

はなく、種々なる生活環境の綜合條件によつて發病するものであるから、在學者に對しては日常健康生活に必要な衛生的事項の修練に努めしむると共に、隨時結核豫防に關する講演會等を開催し、結核豫防思想の普及徹底に力めねばならない。

四

教員の結核、なかんづく小學校教員の結核問題は、義務教育として就學する多數の學童に接して、日常その教導薫化に當るものであるから、その健康度に於ても世人の信頼を受くべき管のものである。しかし文部省の調査によれば、その健康度に於て現在なほ憂ふべき状態に置かれてゐる。殊に少からぬ結核罹患者を有することは、實に教員の保健問題としてのみでなく、兒童の保健上洵に憂心に堪へないところであると同時に、教育上並びに國民保健上の重大問題である。

しかして教員の結核対策に關しては、文部省に於ては大正二年地方長官に訓令し、教員結核の發病防止に遺憾

なからしめることとし、大正三年には結核性疾患に罹つて、休職を命ぜられ、また退職する教員に對しては疾病療治料を給與する制度を設けられ、又各府縣に於ては、府縣令又は訓令を以て教員の身體検査規程を設け、毎年一回乃至二回の身體検査を實施し、結核性疾患の発見に努め、教壇より結核の一掃につき萬遺憾なきを期してゐるのである。

更に文部省に於ては、昭和十二年度に於ては、病弱教員を保養せしむるの趣旨を以て、同年度より向ふ五ヶ年に互る年次計畫を以て、全國各府縣に一ヶ所づつ道府縣立の教員保養所を設置させる方針を立て、設置府縣に對してはその創設費並びに經常費に對し國庫より經費を助成する途を開いたのである。これが動機となつて、昭和十二年、十三年、十四年度と漸次教員保養所を設置するもの多く、又昭和十四年度に於ては、學校職員身體検査規程を制定し、教職員の健康状態を診査し、なかんづく結核罹患者の早期発見に力めることとしたのである。そこでこの身體検査に依る早期発見と保養所に於ける早

期保養とが適正妥當に運用されるに於ては、教員自身の健康保全のためには勿論、兒童の結核感染に對する危険を除去する上に相當の効果が期待せられるのであつて、教育上並びに國民保健上、極めて有意義なことと言はねばならない。

教員の保健に關しては、教員各自が自己の健康を保持増進するため、必要な保健上の注意を拂ひつゝあるは勿論であるが、教員の多くは結核罹患者の好適年齢であること、職務の繁劇なため休養等の時間の餘裕の少いこと、及び容赦なき社會的監視の中にあつて、知らず／＼の間に自己の健康を害するものも少くないのであつて、かかる事實は國家のため大いに憂慮せざるを得ないのである。

教員中特に國民教育の衝に當る者に對し政府が常に考慮する所は、心身の健康の保持増進を企圖することであつて、これがためには、教員自身が自己の健康に關し常に細心の注意を拂ふべきは勿論であるが、國としても教員の健康保全に關し種々の対策を講ずべきはいふまで

もなし。

かくして、在學者及び教員の結核対策に關しては學校を中心とし教育を通して、結核豫防に關する知識の普及

を第一として、豫防生活を實踐的に指導することであつて、かゝる結核豫防教育の試練を経た小國民の多數が、青年乃至成人となる際にはわが國の結核死亡率、罹病率は一層減少の傾向を示すこととなり、健康日本、強力日本の眞の姿が實現せられるのではあるまいか。

陸軍と結核豫防

陸軍省

わが陸軍に於て平時人的戦力を減殺せしめる主要な原因は、實に結核であるので、これが豫防のためには既に軍内一貫した豫防體系を立て、特に多年衛生勤務の重點の二として不斷の努力を傾け盡してゐる。以下その大略を述べてみよう。

一 感染豫防

(イ) 感染源の排除

感染豫防には、感染源即ち結核患者を軍隊に入れないことと、患者は早期に摘發して、これを健康者より隔離することが先決である。前者のためには徴兵身體検査、後者のためには入營時及び在隊間毎月の定期或いは臨時的身體検査や醫學的諸検査による一般臨床的検査は勿論、レントゲン、喀痰(塗抹及び培養)、赤血球沈降速度、マンントウ氏反應等の検査を實施して、外觀上及び本人共に全く健康者と見なされ、亦自覺しないでも

諸検査によつて始めて患者として發見されるいはゆる有疾無患者をも、可及的早期に摘發すべく努めてゐるのである。

を勵行してゐる。

(ロ) 消毒の徹底

患者によつて汚染され、又はその疑ひ有りと思はれるすべての物件居室などは、勿論嚴重な消毒が行はれるが、その他、常に被服寝具類及び銃剣術用具類消毒面(使用の都度)共用書籍類の日光曝干勵行、或ひは蒸氣又は薬物消毒の實施、食器類の毎食後の蒸氣消毒の勵行等が行はれてゐる。

(ニ) 治療機關の整備

在隊間の患者を早期に摘發して、全部陸軍病院で收療してゐるが、これ等病院は各部隊所在地に設置されておつて、本病治療のためには各病院ともに日進月歩の醫學的設備を取入れ治癒を促進すべく努力してゐる。

二 發病豫防

(イ) 訓練保育の適正

軍隊に於ての體力増強のためには、訓練と保育との合理的調整が必要なので、教育訓練當事者に對する保育に關する識能の徹底と、兵員素質の知悉と、體力に伴ふ訓練とにその重點を指向して、更に氣候風土との服食、兵業と衣食住の合理的調整等、體力を増強させる各原因をその處と時とに即應して檢討統合し、實施に遺憾ないやうに努力してゐる。保育に關する識能の徹底には、兵業そのものに對する理解、兵の心理状態に對する理解、内務(賦)指導の要綱、漸進的訓練、衣食住に關する衛生的

清潔整頓を徹底させ、喀痰の痰壺への吐出の確行(痰壺は各内務班、所要屋内及び營内等に數的にも充分備付がある)、掃除用マスク着用、床等の濕雑布による清拭等

(ハ) 内務(賦)の徹底

清潔整頓を徹底させ、喀痰の痰壺への吐出の確行(痰壺は各内務班、所要屋内及び營内等に數的にも充分備付がある)、掃除用マスク着用、床等の濕雑布による清拭等



賃金臨時措置令解説

物價停止と賃金

厚生省

目次	
一 適用される事業	五 臨時措置の方法
二 労働者	六 昇給
三 雇主	七 賞與
四 賃金・基本給賃金基準	八 賃金の協定と公定
	九 雇主の報告又は許可申請等の義務
	十 その他

一 適用される事業

〔問〕 本令はどんな事業に適用されるか。

〔答〕 本令の適用を受ける事業は、令第一條に列挙してあります。即ち簡単に云へば、鑛業、砂鑛業、工業、土木建築業、交通運輸業、農林畜水産業、物品販賣業、銀行業、信託業、保険業、無盡業、倉庫業等です。

〔問〕 土石、砂利採取業、印刷業、新聞又は雜誌の出版業等は本令の適用を受けますか。

〔答〕 土石又は砂利採取業は、令第一條第一號の「鑛物採取ノ事業」の中に含まれますし、印刷業は同條第二號の「物ノ製造、加工」の事業であり、

新聞、雜誌等の出版業は規則第一條の「物品販賣業」の中に含まれますから、皆本令の適用を受けます。

〔問〕 證券買賣業、質屋、稱母子等本令の適用を受けますか。

〔答〕 これ等のものは本令の適用を受けません。

〔問〕 工場、鑛山等の病院、理髮店、食堂、浴場等に働く労働者は、本令の適用を受けますか。

〔答〕 病院、理髮店、食堂、浴場等の労働者は本令の適用を受けないが、これ等の事業が、工場、鑛山等の附帯事業として独立性を有しない場合は、これ等の事業に従事する労働者は、工業又は鑛業に従事する労働者として、本令の適用を受けます。

〔問〕 工場、鑛山等の附帯事業であつて、それが独立性を有する場合は、どんな場合ですか。

〔答〕 事業の經營状況、規模、その他、各般の状況より見て独立の事業と看做される場合です。例へば、附屬の病院、食堂等に於て獨立の會計を有し、且つ獨立の建物等に依り經營されてゐて、その工場、鑛山の労働者の家族その他、外來の者に對しても開放されてゐるやうなものは獨立の事業と看做されます。

〔問〕 鑛山の附帯事業であつて、それが獨立の事業と看做されないものについては、その労働者は鑛山監督局長の監督を受けるのですか。

〔答〕 鑛山監督局長が、鑛山の労働者に對し取締の権限を有つてゐるの

は、鑛夫に限られてゐるから、鑛山の賣店や食堂等の勞務者については、地方長官がこれを取締る事になります。尚ほ、鑛山の事務所等に働く鑛夫以外の勞務者も、同様に地方長官の監督を受ける事になります。

(問) 産業組合等で物品の販賣をするやうな場合には、本令の適用がありますか。

(答) 適用がありません。令第一條の「業」と云ふためには、營利を目的とする事を必要と致しません。従つて、市電、市バスの従業員である勞務者のやうに、市町村や又公益法人等でも令第二條に列挙されてゐる事業を營む場合には、本令の適用を受けません。

二 勞務者

(問) 本令に於て勞務者とは、どんな者を謂ふのですか。

(答) 勞働即ち主に筋肉的勞務に従事する者を謂ふのでありまして、工場労働者や鑛山の鑛夫等の外に、農業労働者や會社、商店等の小使、雜役、夫、荷物の運搬夫、門番その他の

肉體的勞働に従事する者を指します。

(問) 守衛、タイピスト、電話交換手、エレベーターガール及び百貨店の賣子等は勞務者ですか。

(答) これ等の者は、原則として勞務者として居ります。しかしこれ等の者の中で、工場、會社等で從來から職員と同一の取扱を受けてゐる者は、職員と看做して差支ありません。ただ從來から職員と同一に取扱はれてゐたと言ふ事については、執務状況、待遇及び賃金、賞與の支給等に關し充分明瞭にその事が證明され得るものでなければなりません。

(問) 電車の車掌やバスの運轉手、バスガール等は勞務者ですか。

(答) 原則として勞務者として居ります。

す。しかし、これ等の者でも、從來から職員の取扱を受けてゐる者については、職員として取扱つて差支ありません。

(問) 船員は本令の適用を受けませんか。

(答) 主に筋肉勞働に従事する下級船員は、本令の適用を受けます。

(問) 家事の雜役に主に従事する勞務者であつて時折令第二條に列挙してある事業にも従事するやうな者は、本令の適用を受けませんか。

(答) 適用を受けません。

三 雇主

(問) 雇主といふのは、どんな者を謂ひますか。

(答) 雇傭契約に依つて勞務者を「事

業の爲」に雇傭する者を謂ひます。

そして、こゝに「事業の爲」と謂ふのは「營業の爲」といふやうな意味ですから、單に私的用途の爲めの場合には本令に依り雇傭ではありません。

(問) 江場等で人夫供給請負業者から人夫を供給して貰ひ、その人夫の賃金を人夫供給請負業者に一括して渡すやうな場合は、雇主は工場主ですか、又は人夫供給請負業者ですか。

(答) そのやうな場合は、雇主は工場主ではなく、人夫供給請負業者です。

(問) 本令の違反があつた場合、國家總動員法に依つて處罰を受ける者は、雇主ですか、又は勞務者ですか。

(答) 本令に依る色々の法律上の義務

は、すべて雇主が負ふ事になつてゐますから、本令の違反は、雇主のみが、その處罰を受けることになります。

四 賃金基本給賃金基準

(問) 賃金とはどんなものを指しますか。

(答) 雇主が、勞務者に對し勞働の對價として支給する金銭、物、その他の利益をいふのでありまして、賃金、給料、手當、賞與その他、名稱の如何を問ひません。

(問) さうすると、本令の賃金の範圍は、賃金統制令の賃金の範圍より廣い事になりますか。

(答) さうです。

(問) 本令の賃金の範圍に含まれない

ものには、どんなものがありますか。

〔答〕 賞金と看做されないものは、罹災その他、冠婚葬祭等に際し贈與する祝金や見舞金、雇主が労働者のためにする健康保険法の保険料、團體郵便年金の掛金、團體保険の保険料の補給、退職手當積立金、作業服の支給その他の福利施設等でありま

す。

〔問〕 賞金と福利施設とは何で區別されますか。

〔答〕 賞金は、労働の對價として支給されるのですが、福利施設は特に雇主が労働者保護の爲めにする施設であります。例へば、醫療施設の利

用、浴場、娯樂場等の利用、又は青年學校、女學校等の施設(無料又は極

く低廉な授業料を徴収するに止まるもの)の利用等は、みな福利施設と見

てゐます。

〔問〕 基本給とは、どういふものを謂ひますか。

〔答〕 日給や月給等のやうに、一定額の賃金が労働者毎に定められてゐて、労働者の能率や生産高に關係なく、その一定額が支拂はれる所の「一定額給」、請負制の場合に於て能率が如何に悪くても、一定の最低額の賃金が保證されてゐる所の「保證給」、及び時間請負の場合、その賃金計算の基礎をなす「單位時間給」を本令では基本給と謂ふのです。

〔問〕 賞金基準とは、どんなものを謂ふのですか。

〔答〕 奨勵加給、手當、實物給與の基準、三ヶ月を超えざる期間毎に支給する賞與とする賞與の基準又は請負賃金制に於ける請負單價、請負時間、歩合、もしくは算定方法を謂ひます。

20

〔問〕 奨勵加給、手當、實物給與、三ヶ月を超えざる期間毎に支給する賞與とは、どういふものですか。

〔答〕 「奨勵加給」とは、生産能率、材料の節約等を奨勵するために、一定の金額を本給に加給するものを謂ひます。又「手當」とは、物價手當、家族手當等の諸手當を謂ひ、「實物給與」とは、身廻り品、日用品等の支給とか、食事の支給等のことであります。三ヶ月を超えざる期間毎に支給する賞與とは、益、暮の賞與以外の賞與でありまして、皆勤賞與とか工程賞とかいふやうな手當に類する性質のもので

す。

〔問〕 請負賃金制に於ける歩合とはどういふものですか。

〔答〕 「歩合」とは稼高なり、出来高なりに對する一定の割合で労働者に賃金を定める場合の、その割合を謂ひます。

〔問〕 請負賃金制に於ける算定方法とは何ですか。

〔答〕 「算定方法」とは請負制度の場合の賃金算出の方式、即ち例へば單純出来高制の算式だとか、ハルシー式の算式だとかいふやうなものを謂ひます。

五 臨時措置の方法

〔問〕 賞金はどういふ方法で停止せしめるのですか。

〔答〕 日給や月給等のやうに、労働者の個人々々について、それと異つた一定額が定められてゐる基本給は、個人毎に九月十八日の額を、また手當や請負單價等のやうに工場、事業場等に於て内規的に基準が定められてゐる賃金基準は、工場、事業場毎にそれを引上げることは許されません。

〔問〕 今まで定額賃金制を採用してゐた工場でそれを廢止し、請負賃金制を採用するやうな場合、又は今まで家族手當を出してゐた工場が、それを廢止して物價手當を出すやうな場合等は差支ありませんか。

〔答〕 本令では、労働者の全部又は一部の賃金を引上げる目的で指定期日の基本給や賃金基準を變更する事を

禁止してゐるのですから、賃金の一

齊引上げの目的でなく賃金制度を合理化するとか、手當を合理化するといふやうな事は差支ありません。

〔問〕 本令に、労働者の「一部」の賃金を引上げる目的で基本給なり、賃金基準なりを變更してはならぬと規定してありますが、特に技、備の優秀な者や勤勉な者の賃金を増すやうな事は禁止されてゐるのですか。

〔答〕 こゝに「一部」といふのは、労働者の個人々々を對象とする場合の事ではなく、工場の中の一部の職場に働く労働者の賃金を引上げるとか、或ひはある一定の職種の労働者の賃金を引上げるとか、いふやうに、個人個人を對象としない場合の事をいふのです。従つて個人の技、備や勤続年

數等を考慮して、その者の賃金を増加するのは「昇給」といふ觀念であつて、これは地方長官の許可を得て、従来通り許される事になつてゐる。

〔問〕賃金の一齊増給は禁止された譯ですが、これは、どんな場合にも例外は認められないのですか。

〔答〕賃金の一齊増給は、原則として禁止されてゐるのですが、次のやうな場合は特に例外として地方長官の許可を受ければ出来る事になつてゐます。

- (1) 天災事變に際し必要がある場合。
- (2) 労働時間その他労働條件に著しき變更のあつたやうな場合。
- (3) 其他已むを得ざる理由のあつた場合。

〔問〕どういふ場合に、「其他已むを得ざる理由」として一齊増給の許可を受ける事が出来ますか。

〔答〕それは、指定期日の賃金が非常に低廉で、そのため、その工場等に労働者がなくなり、事業の經營に重大な支障を來すやうな場合とか、或ひは賃金が季節的に著しい差異があるやうな事業に於て、指定期日の賃金を抑へる事が無理な場合等には、已むを得ざる理由あるものとして許可されます。

〔問〕労働の能率を刺戟する目的で、賃金の引上げをする事は許されませんか。

〔答〕許されません。即ち、直接は生産能率増進を目的としてゐても、賃金引上げの事實を豫期し、その引上

げに依つて生産能率を刺戟しようといふ事は、賃金引上げの目的といひ得るのです。

〔問〕九月十八日以後、本令の施行される日(十月二十日)までの間に、既に賃金を引上げた雇傭主はどうなりますか。

〔答〕九月十八日から十月二十日まで賃金を引上げた事は法規違反ではなく、又その間にその引上げた賃金を支拂ふ事は差支へないのですが、十月二十日以後には、その引上げた賃金を支拂ふ事は出来ないであつて、九月十八日の賃金以上支拂ふと違反になります。

〔問〕九月十八日以前に賃金引上げを決定し、且つそれを既に労働者に發表してゐるやうな場合はどうなりますか。

すか。
〔答〕九月十八日以前に労働者に發表してゐたやうな場合は、事情を調査して、特別の事情がない限り許可する方針であります。たゞ引上げの決定はしてゐたが、まだ一般に發表してゐなかつたといふやうな場合は、許可は困難だと思ひます。

〔問〕指定期日以後に雇入れた者の賃金はどうか。

〔答〕それは指定期日以後に、雇入れた日の基本給が、指定期日の基本給と看做され、それを變更してはいけない事になります。

〔問〕一定期間試験的に雇入れた者の賃金はどうか。

〔答〕それは三十日以内の期間を限つて試みの雇傭として、雇入れた者の賃

金は、その試みの雇傭期間が終つて、本備になつた日に、始めて雇入れたものと看做され、その日の基本給を變更出来ない事になります。また試みの雇傭期間が三十日を超える場合は、實際に雇入れた日の基本給を標準として變更出来ないことになり、その後、本備になつて賃金を上げる場合は昇給といふ事になります。

〔問〕指定期日に請負單價や請負時間等の定めがなかつた作業について、指定期日後にそれ等の定めをなした場合はどうなりますか。

〔答〕その作業と同種の作業か、或ひは類似の作業について、指定期日に請負單價や請負時間の定めがあつた場合には、その請負單價なり、請負時間なりで抑へて行くのであり

ます。又その作業と同種、又は類似の作業に、指定期日の賃金基準が定めてなかつた場合(新しく工場が出来たやうな場合もこれに含まれる)には、指定期日後新たに定めた請負單價、請負時間等の賃金基準を、そのまゝ抑へてゆく事になります。

〔問〕指定期日後に雇入れた者の基本給や、指定期日後に定めた賃金基準を、そのまゝ認める事にすると、故意にこれ等のものを高く定めて賃金の吊上げをきたす恐れはありませんか。

〔答〕さうした事のないやうに、指定期日後の基本給や賃金基準は、地方長官に報告せしめ、地方長官がその報告を見て、その工場、事業場の指

定期日に於ける賃金水準より不当に高く定められてゐると認められた場合には、これを變更し得る事にしてゐます。

〔問〕 指定期日に甲工場で日給一圓だった者が、その後、乙工場に二圓で雇はれたやうな場合は、その日給二圓は不当と認められますか。

〔答〕 その場合は、日給二圓が甲工場の日給一圓と比較して、乙工場の指定期日の賃金水準から見て不適当か否かといふ事になるのです。

六 昇 給

〔問〕 従来やつてゐる昇給は、本令によつて禁止はされないといふ事を聞きました。この場合は、地方長官

の許可を受けずに昇給する事が出来るのですか。

〔答〕 従来通りの昇給でも、地方長官の許可を受けねばなりません。

〔問〕 昇給の場合は、個人々々について許可を受ける事になるのですか。

〔答〕 さうです。しかし大きな工場や事業場等に於ては、個人々々の昇給の許可は、大變手数がかゝりますから、その工場、事業場等の昇給内規（義務者を五十人以上雇つてゐる雇主には必ず内規を提出させ、それ以外の雇主には内規の提出は任意にしてあります）を提出させ、その内規に依つて昇給せしめる場合には、地方長官の許可は要らない事にして居ります。

〔問〕 五十人以上義務者を雇つてゐる

工場、事業場等に於て、昇給内規の定めがない時は、どういふ事になりますか。

〔答〕 それは指定期日常時の昇給に関する慣習を内規の様式に書いて、報告させる事にして居ります。又、新設工場等では、新たに内規を作らせて報告させる事にして居ります。

〔問〕 地方長官に報告する昇給内規が、指定期日常時の昇給の賃金より、義務者にとつて不当に有利に定められてゐるやうな場合は、どうなりますか。

〔答〕 この場合は、地方長官は、早速これを變更させる事になります。尚ほ、序にいつて置きますが、この場合、虚偽の報告をした事について

は、雇主は國家總動員法第三十八條に依つて處罰されます。

〔問〕 指定期日以後、本令施行迄の期間に於て、既に昇給せしめた場合は、どうなりますか。

〔答〕 昇給せしめた事は、本令の違反ではありませんが、本令施行後に於て、その昇給した賃金を支給する場合は、やはり地方長官の許可を受けねばなりません。

七 賞 與

無効

〔問〕 賞與も、基本給や賃金基準と同じやうに停止といふ事になるのですか。

〔答〕 さうです。前年の同期に支給した賞與の賞與率より増加して、これを支給する場合は、地方長官の許可

を受けねばなりません。

〔問〕 賞與率とはどういふのですか。

〔答〕 それは、賞與の支給日の前々月の賃金締切日から、前回の賞與の支給日の前々月の賃金締切日に至る期間に於て、義務者に支拂つた賃金の一月平均総額に對する賞與總額の割合を賞與率と謂ふのです。例へば、その期間に、義務者に支拂つた賃金の一月平均総額が一萬圓で、賞與の總額が五千圓だとすれば、賞與率は五割といふ事になります。

〔問〕 それでは、賞與率といふのは、義務者の個人々々について見るのではなく、工場等の義務者全體について見る譯ですか。

〔答〕 さうです。賞與は、その性質

上、個人々々について抑へる事は、不當でないで、工場等の賞與總額を抑へる事にしたのです。

〔問〕 新設工場等で賞與を支給する場合や、従来支給してゐた賞與の支給期を變更する場合はどうなりますか。

〔答〕 その場合は、地方長官の許可を受けねばなりません。尤も、この場合、それが次のやうな限度までの額であれば、地方長官の許可を受けなくてもいいのです。尚ほ前年同期の賞與率より超えて賞與を支給する場合の許可についても、これと同一の取扱になります。即ち、義務者一人平均二十圓以内の場合、例へば百人職工がある工場では、總額二千圓以内の賞與は許可を受けなくて

いといふ譯です。又その工場の平均定額日給十日分を勞務者の數に乘じた額、例へば平均定額日給が三圓である場合、その工場に百人の職工が居れば、總額三千圓以内の賞與は許可を受けなくても宜しいといふ事になるのです。

〔問〕 工場の創立十周年記念等の場合に、職工に臨時賞與を出す事は出来ないのでか。

〔答〕 臨時の給與は、地方長官の許可を受けねばなりません。しかし、その額が勞務者一人平均一年を通じて二十圓以内であれば、地方長官の許可を受けなくてもいゝのです。

八 賃金の協定と公定

〔問〕 日傭労働者も、本令に依る取締を受ける事になるのですが、その賃金はどのようにして取締りますか。

〔答〕 それは、雇傭主相互間、又は厚生大臣の指定する組合や團體等に於て、日傭労働者の賃金を協定させて地方長官の許可を受けさせる方法と、地方長官が直接これ等の勞働者の賃金を公定する方法との二つの方法に依つて取締る事になります。

〔問〕 協定に加はらない雇傭主はどのようにしますか。

〔答〕 それは當然協定に依る拘束は受けません。しかし地方長官が、これ等の者をも協定賃金に従はしめる必要があると認められた場合には、その賃金を公定する事になります。

〔問〕 協定賃金、又は公定賃金は最高額最低額を定めるのですか。

〔答〕 それは地方の勞務者の實情に應じて自由に定める事が出来ず。例へば、田植の日當は男子二圓、女子一圓といふやうに一定額で定める事も出来れば、大工の賃金は、第一級の工は五圓、第二級の工が三圓、第三級の工が二圓といふやうに、段階的に定める事も出来ず。また沖仕の日給最高四圓、最低二圓五十錢といふやうに、一定の幅を設けて定める事も出来ず。

〔問〕 季節的に賃金の差が著しい場合は、例へば夏の賃金は一日三圓、冬は一日二圓といふやうに定める事も出来ずか。

〔答〕 さうです。

〔問〕 日傭労働者以外の者についても、賃金の協定、及び公定が考へられませんか。

〔答〕 日傭労働者以外の者についても、中小工場等に於て、勞働者の争奪防止のために、日給とか請負單價とか手當等について協定、又は公定する場合も、相當ある事と思ひます。又さうした事は、當局としては出来るだけ勸奨し度いと考へてゐます。

又大王場間等に於ても、初任給の協定等がなされる場合があると思ひます。

九 雇傭主の報告又は許可申請等の義務

〔問〕 雇傭主は、本令に依つてどんな

事項を報告せねばなりませんか。

〔答〕 雇傭主が報告せねばならぬ事項は、第一に指定期日後に雇入れる者の基本給(月給、日給、時間給)、第二に指定期日の賃金基準(手當の基準、請負單價、歩合、算定方法等)、第三に指定期日後に定める賃金基準、第四に昇給内規。但し最後のものについては常時五十人以上勞務者を雇傭する雇傭主に限られてゐます。

尚ほこれ以外に、雇入れの際の基本給の内規、即ち初任給の内規の報告は雇傭主の任意にまかしてあります。また常時五十人未満の勞務者に對しては、昇給内規の報告は、その任意にまかされてゐます。

〔問〕 では、これ等の報告は、何日まで

でせねばなりませんか。

〔答〕 第一の指定期日後に雇入れる勞務者の基本給は、前月中に雇入れた者を毎月十五日迄、第二の指定期日の賃金基準は、昭和十四年十一月十八日まで、第三の指定期日後に定める賃金基準は、その定めをなした日より十四日以内、第四の昇給内規は、昭和十四年十一月十八日までにそれぞれ地方長官に報告せねばなりません。

〔問〕 どんな小規模の工場、事業場等でも、以上の報告をなさねばなりませんか。

〔答〕 常時五十人未満の勞務者しか雇傭してゐない雇傭主は、これ等の報告をしなくてもよい事になつてゐます。

(問) 賃金の一斉引上げを目的とする基本給、又は賃金基準の変更の許可の申請や昇給の場合の許可の申請及び賞與の場合の許可の申請は、どんな小規模の工場、事業場等でもせねばなりませんか。

(答) 賃金の一斉引上げの場合の許可の申請は、どんな小規模の雇主でも、これをせねばなりません。常時五人未満の労働者しか雇主していない雇主は、これをしなくてもよい事になつて居ります。

(問) 雇主が、本令に依つて手続的な義務を命ぜられてゐる事項は、外にはありませんか。

(答) 常時五人以上の労働者を雇主する雇主は、このほか尚ほ、賃金

帳を作成して備付けねばなりません。

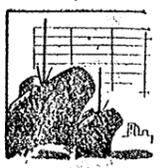
十 その他

(問) 船員の賃金は、地方長官が取締る事になりますか。

(答) 船員は選信大臣が管轄する事になつてをりますから、その賃金の取締は、選信局長又は管海官廳がこれに當る事になります。

(問) 賃金の臨時措置に関する事務は、府縣の工場課(又は労働課)がこれを行いますか。

(答) 賃金の臨時措置に関する事務は、府縣の工場課(又は労働課)がこれを行います。



賃金臨時措置令の運用と解釋について

賃金臨時措置令の運用に関する方針

一、施行規則第四條第三號の規定に依る一齊増給の許可は原則として左記の標準に依ること
(イ) 指定期日の賃金が同一地方の同種事業に従事する労働者の賃金水準に比し特に著るしく低廉なるため労働の需給圓滑を欠き事業の經營に重大なる支障を生ずること明らかなる場合は許可すること
(ロ) 指定期日後の事情の變更に依り指定期日の賃金が著るしく低廉に失するに至り、労働の需給圓滑を欠き事業の經營に重大なる支障を生ずること明らかなる場合は許可すること

賃金臨時措置令の決定事項(昭和十四年四月九日閣議決定)

(ハ) 賃金が季節的に著るしく差異ある事業に於て指定期日の賃金を以て之を抑制することの明らかなる不合理なる場合は許可すること
(ニ) 指定期日後に賃金の引上を爲すべきことを指定期日に於て決定し且つ發表したる場合は許可すること
(ホ) 指定期日前に同一工場、事業場等に於ける一部の労働者の賃金を引上げた結果、他の労働者の賃金が著るしく低きに失するに至り事業經營上支障を生じたる場合は許可すること
(ロ) 令第十二條の規定に依り昇給の許可を爲す場合は原則として左記の標準に依ること
(イ) 指定期日以前に昇給せしめたと同

様の條件及び程度に依り昇給せしめんとする場合は許可すること
(ロ) 指定期日後に初めて昇給を行ふ工場、事業場等については同一地方の同種の事業に従事する労働者の昇給の實情より見て妥當なる限度の昇給は許可すること
(ハ) 召集解除又は除隊等の場合に於て他の労働者に比し昇給の遅れたるを回復せしむるため昇給せしむるときは許可すること
三、令第十八條第一項の規定に依る賞與に関する許可は原則として左記の標準に依ること
(イ) 賞與以外の賃金の状況を考慮したる上、同一地方の同種事業に従事する労働者の賞與の水準を超えざる場合は許可すること
(ロ) 前年二回以上に分ちて支給したると同程度の賞與を、其の支給回数を減じて支給せんとする場合は許可すること

れを擔當する事になりますか。
(答) さうです。
(問) 賃金統制令第五條の規定に依る初給賃金を受くべき者も、本令の適用を受けますか。
(答) それは適用を受けません。従つて、府縣の定めた最高額まで賃金を支給する事も出来るし、又その該當者を指定期日後に雇入れても、その基本給を届けでる必要はありません。
(問) 國又は道府縣の事業にも、本令は適用されますか。
(答) 國や道府縣の事業には適用されません。
しかし市町村や公共團體は、それが令第二條の事業を営む限り、本令の適用を受ける事になります。

- (ハ) 工場、事業場等の職員の賞與が増加せる場合に於て、之の權衡上妥當なりと認めらるるときは許可すること
 - (ニ) 勞働繁劇を加へたる場合に於て、賞與以外の賃金が之に相應して増加せざる勞務者に付き賞與を増加支給せんとするときは相當なる限度に於て許可すること
 - (ホ) 最近の支給期に於ける賞與率が前年同期の賞與率を越ゆる場合は最近の支給期に於ける賞與率にして不當ならざる限り之を越えざる限度に於て許可すること
- 四、令第十八條第三項の規定に依る臨時の給與の許可は原則として左記の標準に依ること
- (イ) 天災事變等の場合に於ける特別の勞務に對し特別の給與を爲さんとするときは相當なる限度に於て許可すること
 - (ロ) 其他會社、工場、創立十周年紀念と云ふが如き事由に基づく臨時給與は

- 其の事由適當にして且つ從來の慣例及び賞金、賞與等の實情を考慮し妥當なる限度に於て許可すること
- 賃金臨時措置令ノ解釋ニ關スル件
- 一、左記に掲ぐる者は令第二條の勞務者と認むるものとす
- (イ) 職工、傭夫、工夫、職人其他之と同種の作業を爲す者
 - (ロ) タイピスト、エレベーター運轉手、電話交換手、守衛、商店員、賣子、注文取、外交員、集金人其他之に準ずる者但し工場、會社、商店其他の事業場に於て職員として取扱ひ居る者は其の取扱に依ること
 - (ハ) 小使、給仕、倉庫夫、掃除夫、番人、炊夫、雜役夫其他之に準ずる者
 - (ニ) 作男、作女、牧夫、搾乳夫、炭焼夫、伐木夫、漁夫、其他之に準ずる者
 - (ホ) 出札係、改札係、貨物係、小荷物係、操車係、機關手其他之に準ずる者に

- して會社、事業場等に於て勞務者として取扱ひ居る者
- (一) 車掌又は運轉手(但し職員として取扱ひ居る者は其の取扱に依ること) 運轉手、轉轍手、驛夫、檢車手、信號手、機關夫、機關助手、炭水夫、洗車手、給油手、踏切番其他之に準ずる者
 - (ト) 人力車夫、荷車夫、馬方、海陸仲仕、荷扱夫、運搬夫、配達夫其他之に準ずる者
- 二、左記に掲ぐるものは令第三條の賞金と認めざるものとす
- (イ) 醫療費の補給
 - (ロ) 冠婚葬祭又は罹災等に際し贈與する祝金、見舞金の類
 - (ハ) 健康保險法に依る保險料、團體生命保險の保險料の補給又は團體郵便年金の掛金の補給
 - (ニ) 退職手當の爲にする積立金
 - (ホ) 作業服の支給、就學せる勞務者に對する通學費等の實費支給

ラヂオ・ビーコンの話

(附、ラヂオ・コンパス)

遞 信 省

近時交通機關の顯著なる發達は地球上の距離を著るしく短縮させ、世界文化の交換乃至その興隆に一段と拍車をかけるに至つた。わけても最近に於ける航空の躍進は、正に交通文化の最尖端をゆくものとして、近代人の距離に對する觀念を一變せしめたばかりでなく、一朝有事の際に於ける國防上の絶對的要素として、世界各國齊しく航空事業の擴充強化に不斷の努力を傾倒するといふ現象を呈してゐる。

このことは出来ない。殊に海上及び空中の交通に於ては、天候等自然現象の影響を蒙ることが極めて多いのであつて、これ等の障礙を避け或ひは克服して、海空交通の確實な發達を促進すると共に、貴重なる人命財貨の保全を期するためには、これ等交通機關に對する保安施設が絶對的に必要とされるのである。

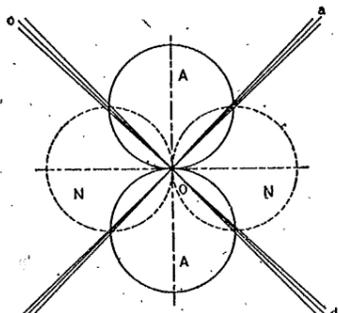
航空機はその出發前に、先づ自己の航空路及びその附近の氣象状況を、各地より集められた氣象電報に依つて知り得るのであるが、飛行中にも絶えず地上の航空無線局と連絡をとり、刻々に變化する氣象状況を入手することが必要である。

しかしながら、空中に於て視界不良その他悪天候の場合、自己のコースを間違ひなく飛び且つ目的の飛行場に安全に着陸す

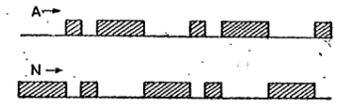
るためには、右に述べた無線通信の施設だけでは元より不十分である。殊にわが國のやうに到るところ山岳重疊せる地形に於ては、悪氣流に横まされるばかりでなく山頂に衝突する恐れもあり盲目飛行を行ふには多大の危険が伏在するものといはねばならない。

そこで、そのやうな悪天候の場合にでも何等かの方法に依り航空機に對して正しいコースを知らせ、安全確實な飛行と着陸とを誘導する施設が必要になつてくるわけである。航空用ラヂオ・ビーコン(航空ビーコン)は實にかゝる重要な役目を果たすために設けられたものである。航空ビーコンが一面「見えざる空の鐵路」と呼ばれ、或ひは「電波の燈臺」と稱せられる理由も茲にある。

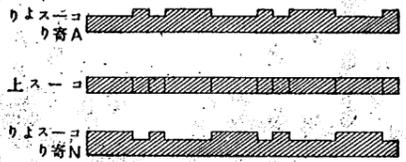
第一圖



第二圖



第三圖



その原理を簡単に述べると次の如くである。第一圖に示すやうにO地點に於て直角の方向に建てられた二組の特殊な空中線によ

第二圖に示すやうにA符號(即ち「A」)及びN符號(即ち「N」)に依つて交互に發射するとa b c dの線上では交互の符號が埋め合つて、長音の連続「ビー」といふ音が聞

る。若しこの線から幾らかでも右か左かへそれると、第三圖に示すやうに電波の強弱が出来るから、A符號(「A」)又はN符號(「N」)が聞えることとなる。そこで豫め

o b c dの方向を航空路に一致させて置けば、航空機はいつでも「ビー」の音を聴くやうに航をとつて飛行すれば、いくら見通しの利かない悪天候でも、無事に飛行場上空に達することが出来るといふわけである。

以上は符號を耳で聴く方法、即ち聽覺式とも稱されるものであるが、機上で發動機の騒音に邪魔されたり、又受話機で耳を掩つてゐるために、必要以外の時にも常に耳を刺激したり、同乗者との對話に不便を感じることなどの短所がある。そこでビーコンの電波を視覚に依つて判断する方法、即ち視覺式とも呼ばれる方法も考案されてゐる。それは前述の發射電波を可聴周波(ビ

テ)で出る周波數で變調し、之を受信し

て機上の計器盤にコースを指針で表示させるのである。最近通商省では全方向式航空ビーコンと稱するものを考案して實驗研究を行つてゐるが、これは前述のA・N式に比べ極めて實用價値の多いものとされてゐる。即ちA・N式では理論上一施設で四方向まで指示出来る筈であるが、實際にはコースの安定度を高める必要から二乃至三の航空路にしか使ふことが出来ない。そこでそれ以上航空路の多い場所では、一のラヂオ・ビーコンでは不十分であるし、又航空機が内陸や海洋を横斷する際、天候の關係で豫定コースを通過することが出来ない場合等には、A・N式ではコースを見失ふといふ虞れがある。ところが全方向式ではビーコン局を中心として、空間に電波の分度器を設けるのであつて、航空機がどの方位に

ゐても、機上の受信計器により自己の方位を知ることが出来るのであるから、計器に示された指針を保持しつゝ飛んでゆけば、どんな地點からでも安全に飛行場上空に到達し得られる利點があるので、この種航空ビーコンの利用範圍は頗る大きいものといふことが出来る。

右のほか航空ビーコンの中には、コース上の特定地點(コースの屈折點その他前方に高山等航空障礙物のある場合航空機に知らしめる必要ある地點)を示すために、上空に向つて特殊の符號に依る電波を發射するマーク・ビーコンや、飛行場附近が雲霧のため視野の利かない場合に航空機の手引をして安全に着陸させるための盲目着陸装置等もある。因に船舶に對するラヂオ・ビーコンで現在わが國に行はれてゐるものはA・N式の

如き特定の方向を指示する方式即ち指向性
 のものは殆んど無く、恰も放送局の放送電
 波と同様に、各ビーコン局が一定符號の電
 波を海上に向つて發射し、之を船舶側が方
 向探知機に依り、電波の到來方向を受信測
 定し、自己の進行方位、或ひは航海位置を
 知るといふいはゆる無指向性のものでは
 ない。

次にラヂオ・コンパスについて簡単に説
 明を加へよう。

ラヂオ・コンパスはラヂオ・ビーコンと對
 蹠的な作用を爲すものである。即ちラヂオ・
 コンパスの場合、飛行中の航空機より電
 波を發射せしめ、之を地上のコンパス局で
 受信測定して、その結果に依り、航空機に
 進行方位、航行位置等を通報し、航空の安全
 を期せしめる方法なのである。

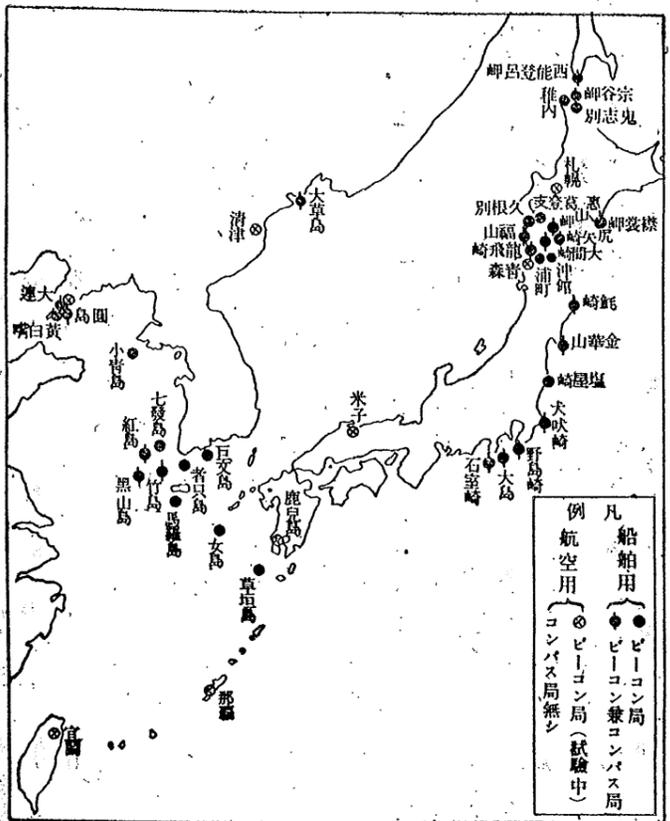
ラヂオ・コンパスを行ふには、線をコイル

狀に捲いたループ(棒型)空中線を使用す
 る。即ちループ空中線に於ては、空中線の
 面が電波の到來方向と一致した時受信感度
 が最大となり、電波の到來方向に直角にな
 った時は受信感度が零となるから、空中線
 の向きから電波の到來方向がわかるのであ
 る。しかしながらこのループ空中線は、電
 波が上空の電離層で反射して来るやうな場
 合、例へば短波とか、夜間の長中波は距離
 離れないと誤差を生じて使用出来ない。だ
 から最近ではアドコック式と稱する垂直
 空中線を二本組合はせた特殊の空中線が使
 用されるやうになりつゝある。

ラヂオ・コンパスも航空安全上極めて有
 效な施設であるから、わが國に於ても將來
 普及を見るものと思はれる。即ち右の如き
 方法に依つて、地上の二ヶ所或ひは三ヶ所
 に於て、航空機より發射する電波の方向を
 測定し、その方向の交點を求めることによ
 つて、航空機の位置を知ることが出来るか

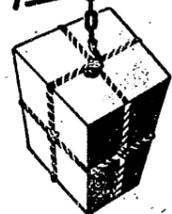
ら、航空機が雲や霧の間に進路を失つた時
 でも、それを安全に嚮導することが出来
 るのである。
 尙ほ、無線に依る航法上最近航空機に於
 て盛んに活用されてゐるものに、ホーミング
 デヴァイスといふ方法がある。機上にルー
 プ空中線付の方向探知機を搭載し、地上の
 無線局や放送局の電波を目標に飛行する方
 法である。

以上、ラヂオ・ビーコン及びラヂオ・コン
 パスとは如何なるものかについて大體の説
 明を終つたが、ではこれ等の航行保安施設
 は、わが國では如何に實用されてゐるのだら
 うか。
 それは、こゝに入れた圖を御覽になつて
 いただきます。即ちこの圖によつて明らか
 なやうに、航空機に對するこの種の設備は
 未だ全く其の緒にいたばかりであり、將



來の建設に俟つ所が頗る大き
 い。
 航空用は對船舶施設に比べ
 て、著るしく立遅れの感ある
 ことは、海上交通と空中交通
 との歴史的沿革の差異に起因
 してゐる。しかも現下複雑微
 妙な國際情勢の推移は、最初
 に述べたやうに、世界列強を
 驅つて航空の發達強化にあら
 ゆる努力を傾倒せしめてゐる
 現状である。このときに當り、
 わが國に於ても速かに此の種
 の航空用保安施設の整備擴充
 を圖り、以て眞に航空國策の
 具現伸長に寄與する所がなけ
 ればならない。

戦時統制 物資講座



鐵

鋼

戦争と物資——これは現代の最も大きな課題である。殊に今、われ々が國をあげて支那事變を戦ひ、新東亞の建設をめざしてゐるとき、戦時物資の確保充實のために、物資統制の實際について知る必要がある。そこで今回、「戦時統制物資講座」を特輯鐵鋼に引きつゞき非鐵金屬、石炭、石油、纖維、ゴム、皮革、機械等について順次解説を試みることにした。

鐵鋼統制とは如何なるものか。その概要について以下簡単に説明することとする。

鐵鋼は平時戦時を通じて、最も重要な基盤物資であるが、わけても戦時に於けるその重要性は測り知れないものがある。近代戦が科學戰であり、しかも大規模の科學戰である性質から見て、日々如何に多量の

鐵が消耗されつゝあるかは、けだし想像に難くない。支那事變勃發以來、わが國は曠古未有の國勢の伸張を圖りつゝあるが、明朝亞細亞の建設といふ今次事變窮極の目的を達成するためには、長期にわたる大規模の軍備の整備、或ひは大陸に於ける種々の建設が絶対に必要であつて、これがため幾多重要物資の自給化が急速に達成されねばならぬのである。

先般、企畫院から發表された十數種の生産力擴充品目は、この目的のため最も重要な物資を列挙したものであるが、これら物資の生産力擴充の實行に當つて、鐵鋼はその成否を左右する中心的資材として、最も重要な物資であるから、直接軍需資材としての鐵鋼の需要は加速度的に激増してきたのである。

政府では、このやうな鐵鋼需要の激増に對處して、鐵鋼生産力の急速な擴充を圖るとともに、鐵鋼供給調整に關する諸方策を講じて來たのであつて、これが現下鐵鋼政策の核心をなすものである。

先づ鐵鋼生産力擴充問題であるが、大量生産を絶対條件とする近代製鐵業に、日本がスタートを切つたのは、先進國に比し、實質的に約百年遅れたにもかゝらず、近年急速なビツチを以てこれに追いつかうとしてゐる。たゞ、あまり急ビツチを以て躍進したがために、その内容が完全であるとは云はれないのである。従つて

鐵鋼の生産力擴充計畫立案に當つては、この内容の缺陷を是正しつゝ生産力を増加することを目標としたのである。即ち従來の屑鐵を主原料とする製鋼法は、逐次これを整理することとして、外國の屑鐵に依存する危険性から一日も早く脱却し、いはゆる鉄鋼一貫作業の完成へと邁進しなければならぬのであつて、鑛石、鉄鐵、鋼材の一貫作業の確立こそは、わが國鐵鋼業の基礎を磐石の重きに置くもので、如何なる犠牲を拂つても所期の目的貫徹に努力しなければならぬのである。

一方、鐵鑛石資源の開発も、また極めて重要な問題であるので、内地に於ては先般日鐵鑛業會社が設立され、内地資源の開発に努力することとなり、朝鮮の大資源で

ある茂山の開發も、著々軌道に乗りつゝある。更に滿洲に於ては、東遼道に膨大な鐵礦資源が次々に發見され、また北支及び中南支に於ける鐵礦山開發の計畫も、着々その實現を見つゝある状態であつて、これに海外に於ける邦人の企業より供給せらるゝものと併せ、わが廣義經濟ブロック圏内に於ける鐵礦石供給計畫の、完璧を期しつゝあるのである。

かくの如く日滿支を通じ、鐵礦石、銑鐵及び鋼材の増産に大進になつてはゐるものの、これら資源の開發乃至製鐵設備の建設には、若干の時日を以てせねばならないのであつて、この間生産力の不足分は、これを第三國からの輸入によつて補ふの外ないが、わが國の輸入力の現状を以てすれば、遺憾ながら、これにも一定の限度があり、加ふるに現在の國際情勢の下に於ては、輸入に頼ることは極めて危険である。

こゝに激増する需要に對して供給が伴はず、需要供給の不一致を齎らすのであるが、軍需その他緊急なる用途に對する鐵鋼の供給を確保するためには、比較的不急な事

業に於ける鐵鋼の消費を抑制すると同時に、全般的に配給統制の強化を図ることは、軍事上、又産業上、けだし已むを得ないことと思はれる。

以下、鐵鋼の生産・配給・消費並びに價格統制について簡単に説明を試みることにしよう。まづ

鋼材の配給統制の基本をなすものは鋼材の生産統制である。

商工省の鐵鋼統制協會で三ヶ月を一期とする各消費部門の品種別鋼材需要數量を調査決定して、これに適合するやうに鐵鋼の生産者の統制機關である日本鋼材聯合會を通して、各製鐵業者に對し生産を割當實施してゐるのであつて、各製鐵業者は、この生産計畫に基づき鋼材生産を行ふのである。

さて、生産割當に當り考慮しなければならないのは、歐洲情勢の急激な變化の影響を受けた今後は、特に原料の供給總量が縮減せられる關係上、この限定された製鐵原料を以て、最も必要なる種類の鋼材を、しかも品

質優良且つ生産費の安い工場でも能率的に生産させなければならぬことであつて、これがためには各工場の技術的經營的特質に基づいて生産割當を行ふことが特に必要となるのである。

言ひかへれば、一定量の製鐵原料を以て如何にして需要者の最も欲する種類寸法の鋼材を能率的に生産するか、といふことが重要なのである。鋼材の種類は、これを種類寸法に細別すると、三千種以上に達するのであり、しかも無駄なき生産を續けて行かねばならない。

この技術的難點を克服するためには、需要者と配給者が絶えず緊密な連絡を保つて、需要者が如何なる種類寸法の鋼材を欲しつゝあるか、市場に如何なる鋼材の過不足を生じつゝあるか、その需給状況を常時明瞭ならしめて、この需給状況をできるだけすみやかに製鐵業者の製造計畫に反映せしめねばならぬのである。

しかしながら、鋼材の種類寸法の多きに過ることも需給の不一致を來す大きな原因であるので、製品規格の統一單純化といふ事が問題となつて來るのであつて、これ

は是非とも實現を期さねばならぬ。

鐵鋼の生産統制の強化に伴ひ、製鐵原料の配給を適正ならしめ、低廉な生産費を以て鐵鋼の生産を圖る必要のあることは云ふまでもないが、これがためには、進んで各製鐵原料の配給統制機構を整備して、製鐵原料の総合的配給統制を行ふ必要が生れるのである。

先づ鐵屑については、前述の鋼材の生産計畫と睨み合せながら、輸入鐵屑については日本鐵屑統制株式會社に於て屑鐵の購入配給につき統制を行つてゐるが、更に將來は内地屑、外國屑の兩者の取扱を一元化する必要があると思はれる。

銑鐵については現在日滿鐵鋼販賣株式會社がその配給を擔當してゐるのであるが、將來に於てはこの會社の機能を擴充強化する必要があり、更に進んで製鋼用原料としての銑鐵の配給と鐵屑の配給とを統一する必要があると考へられるのである。

鐵礦石については製鐵業者と鐵礦山との間に特殊の關係が存在するので、配給については、原則として従来の系統を尊重してゐるが、必要に應じ適當の調整を加へる必要があると思はれる。次に

鐵鋼の配給計畫 は、物資動員計畫に基づき前述の商工省の鐵鋼統制協議會で毎三ヶ月の實施細目を定め、各消費部門に配給の割當を定める。即ち先に述べた生産割當と照らし合せて、各消費部門が次の三ヶ月で使つてもよい數量を消費部門別に又品種別に定めるのである。しかして、この決定に従つて各消費部門では自己の團體に屬する個々の消費者のために鐵鋼切符を發行して、これを渡し、鐵鋼を使用する權利を確保するのである。

日本鋼材聯合會の生産計畫と、鐵鋼統制協議會の配給計畫とは、表裏一體をなしてゐるから、切符を持つて行けば必ず品物は入手出来ることになつてゐるのである。しかし鐵鋼の不正取引が行はれたり、或ひは生産計畫が何か重大な故障によつて豫定通り實行せられなかつたやうな場合には、切符の消化、即ち鋼材の入手は若干時期

が遅れることとなるから、このやうなことのないうちに努めなければならぬ。

豫じめ次の三ヶ月の豫想を立てて、明細な品種別割當切符を發行することは、鐵鋼の如き資材には特に必要があり、他の多くの物資の統制には餘り例がなく、鐵鋼配給統制の特徴となつてゐるので、突發的事故に基づき若干入手の時期が遅れることも、或る程度は避け得られぬのである。

しかして、この配給計畫が如何にして實施せられるかと云ふと、供給者側として日本鋼材聯合會の統轄下に在る日本鋼材販賣株式會社、及び各種の鋼材共販組合と、その下に從屬する鋼材問屋、又、消費者側として切符發行團體たる消費者の各種統制團體、例へば造船聯合會、日本土木建築業組合聯合會の如き團體が、相連繫して鐵鋼配給統制規則の下に、切符制により鐵鋼の配給統制を實施してゐるのである。

鋼材の配給機構の整備については、先般鋼材の迅速且つ圓滑なる配給をなす目的の下に、棒、形、板、線

材の一手販賣機關として日本鋼材販賣株式會社が設立され、問屋機構についても従來指定商、指定問屋、特約店の三階級制を指定問屋、特約店の二階級制に改めたのである。近く薄板、鋳力、帶鋼を取扱ふ第二鋼材販賣會社、又、鋼管を取扱ふ鋼管販賣會社が設立され、それら機構の整備を圖る豫定である。しかし、この三つの販賣機構も、將來は一元化される必要があると考へられる。このほか鐵鋼配給統制の完備を期するためには、鐵鋼第二次製品の完全な統制にまで及ぶべきで、目下これが強化に努めつゝある。次に

鐵鋼の消費 については、前に述べた各消費部門別統制團體に對する配給統制を通じて消費の統制を行ふ一方、鐵鋼の消費そのものを抑止する必要があるので、現在鐵を使用する建築物や工作物に對して、鐵鋼工作物築造許可規則、鐵製品については鋼製品製造制限規則、又は鐵鑄物製造制限規則により極力鐵の消費節約を圖つてゐるのである。

最後に鐵鋼價格の統制は、鐵鋼の生産及び配給の統制

と相表裏するものであるが、鐵鋼價格が軍需の充足、又は生産力擴充計畫の遂行、更には國民生活の安定に對し、重要な意義を持つ觀點から考へ、いはゆるプール平準價格制の採用につき考慮されてゐるのである。

これを簡単に説明すれば、鋼材の販賣會社は、生産條件の相異なる、即ち生産費に高低がある各工場の製品を、それら異なる合理的價格で買取り、これを平均して合理的な一本の値段で賣ることであつて、従來とかく非難のある生産費の高い工場を基準として賣値が定められるといふ傾向が大いに是正せらるゝ理である。たゞプール平準價格制の採用は、鐵鋼業の維持發展に重大なる關係があるので、これが實施に當つていろいろ必要な措置を講ずる必要があると思はれる。

以上鐵鋼統制の概要について説明したが、歐洲戰爭勃發以來、製鐵原料の輸入はますます困難を豫想される今日、國民は更に一段と覺悟を新たにすることがあるのであつて、戦時下最も重要な鐵鋼の需給調整に對し熱烈なる協力を切望して已まない。

第九條 本法は中南米の共和國が米大陸以外の國と戦争を爲す場合適用なし。

第十條 交戦國船舶が米國港灣を利用せんとする疑ある場合、保費金を納めしむることす。

第十一條 外國潜水艦又は武装商船が米國港に入港することを禁ず。

第十二條 武器彈藥並に戦争用資材の輸出入商は、外國購買者名、販賣條件を軍需品統制局へ届出づべし。

第十三條 本法に基く規則發令の権限を大統領に附與す。

第十四條 罰則の規定なき違反に付ては、一萬弗以下の罰金又は二年以下の禁錮又は雙方を併課す。

尙ほ、第十五條は本法用語の定義を與へ、第十六條は本法規定の或るものが無効となりたる場合も他の規定は有效とし、第十七條は本法施行に要する經費充當を承認し、第十八條は現行中立法を廢止する旨規定してゐる。

三
新中立法の主眼とする處は、交戦中の諸國に對する武器禁輸條項の撤廢を初め、本年五月一日を以て失効した現金

また外國航路に就役する米國船舶は、船内の秩序維持に必要な武器裝備以上の武装を禁止されることとなつたが、舊中立法によつては交戦國向け船舶のみ適用される規定であつたのである。

四

新中立法は、一九三九年中立法として、十一月四日效力を發生し、これと同時に、大統領は改めて同法第一條に基づき、ドイツとフランス、ポーランド、英國、インド、濠洲、カナダ、ニュージーランド、南阿間に戦争状態の存在を認定すると共に、舊中立法に基づき、去る九月五日、八日及び十日に發した交戦國向け武器類禁輸の布告を廢止し、歐洲戦争に新中立法發動の第一歩を進めた。

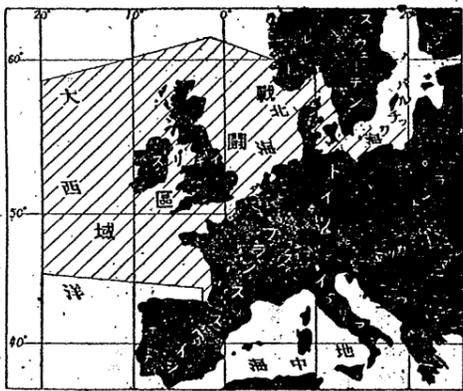
これと同時に、舊中立法に基づき十月十八日に發せられた交戦國潜水艦の米國領海使用禁止に關する布告を廢し、新中立法第十一條に基づき、改めて同趣旨の布告を發し、次いで米國海運業その他に多大の關係を有する中立法第三條に基づく戰闘區域指定の布告を發した。これは西經二度四十五分の線と、スペイン北海岸線との交叉點より北緯

拂自國船條項の復活、及び戦争状態存在の認定權を大統領のみならず議會にも與へた點にあり、從來の中立法と比較して次のやうな相違が擧げられる。

先づ、從來は、大統領のみが戦争状態存在の認定權を有し、その事實を布告し、中立法を發動させることになつてゐたのであるが、新法により、大統領又は議會が外國に戦争状態の存在を認めた場合、中立法は大統領又は議會の兩者いづれによつても發動され得ることとなつた。

舊法では、武器・彈藥・軍用資材の交戦國向けの輸出を禁止してゐたが、新法によりこれらの輸出を認めることとなり、但し米國船舶によるそれら商品及び旅客や一般貨物の交戦國向け輸送を行ふことはすべて禁止されてゐる。

舊法には現金主義條項はなかつたが、新法によりそれが認められることとなつた。但し交戦國政府又は臣民は米國よりの輸出前に當該商品の所有權獲得を必要とするのである。また、新法により、大統領は戰闘區域を指定し、當該區域へ米國船舶及び米國人の立入りを禁止することとなつたが、そのやうな規定は舊法にはなかつた。



四十三度五十四分の點に北上し、それより北緯四十五度、西經二十度の點に至り、再び北緯五十八度に北上し、引つづいて北緯六十二度、東經二度の點に至り次いで北緯六十六度、東經五度の點に達し、それより東行してノールウエーに達し、ベルゲンの南、次いでノールウエー(一部)、スウェーデン、バルチック海、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、スペイン(二部)の海岸線に沿ひ最初の點に至る海面を戰闘區域と指定し、米國人及び米國船舶の立入りを禁止したのである。尙ほ、第一條に基づく布告により自動的に適用されるこ

となつた新中立法の條項は

- (一) 米國船に依る交戦國向け旅客並に物資の運搬禁止規定(第二條第一項)
- (二) 外國政府に權利移轉前の交戦國向け物資の輸出禁止規定(第二條第三項)
- (三) 交戦國の公債證券取引禁止規定(第七條第一項)
- (四) 交戦國の爲の寄附金募集禁止規定(第八條)
- (五) 米國民の交戦國船に依る旅行禁止規定(第五條)
- (六) 米國商船の武器禁止規定(第六條)

尙ほ、戰闘區域の布告に關聯し、大統領は地中海及び黒海は戰闘區域を指定せず、又、太平洋、印度洋、カナリー群島以南のアフリカ及び米大陸沿岸は關係のない旨の説明を發したのである。

そして、ニューヨーク・タイムスのワシントン通信によれば、或る交戦國が非戰闘員の空爆を行へば、その國には爆撃機等を賣らぬやう、政府は製造家へ警告するものと豫想されて居り、又、武器類の輸出禁止の撤廢に乗じて英佛等より註文が殺到し、米國自身の國防計畫遂行に影響を及ぼすやうな場合には、政府の各種協議會で註文履行の順位を決定することになるであらうと報じてゐる。又、新中立

法に依れば、エジプトとの通商は許されてゐるが、パレスティンやシリア等交戦國の委任統治地域については明瞭でなく、いづれこの點を明らかにする措置が執られるものと見られてゐる。

五

新中立法の成立に關し、かねてより同法の成立を企圖してゐたルーズヴェルト大統領は、新中立法案が米國の歴史的中立を復活したことを心から悦ぶものであるといひ、又、ハル國務長官は反對派の評するやうに新中立法が米國の平和をかへつて亂すこととなるものでは決してないといふやうな聲明を行つた。

余は武器禁輸條項廢棄が、いはゆる中立法なるものに根本的變化を齎したものであることを十分認めるものである。然し、余が從來常に述べて来たやうに、米國民の最も神聖な事業は合衆國の保障と平和維持の達成である。余は本法の成立を機會に、茲に重ねて我々はこの努力の將來に互つて繼續するであらうといふことを繰返し強調せんとするものである。余は新中立法が、この事業に對して大いに貢獻するものであらうことを確信

し満足に思つてゐる。

それに對し同法の成立に反對して來た孤立派の見解を綜合すれば、歐洲諸國は中立法の改正を以て米國の英佛兩國援助工作と見て居り、「若し英佛側が窮境に陥つた場合、米國は果して英佛支援のため、その軍隊を歐洲へ送ることを拒否出来るであらうか。戦争によつて利益を得ようとしてゐる者は、すべて中立法の改正を欲してゐたのであり、とりわけ軍需品製造業者が新中立法の成立に猛烈な運動を行つたものであり、更に米國が取りしようとする大部分の國家は、さきの大戦當時の戦債の利子さへ支拂へないやうな有様ではないか。」と評し、米國の中立を確保するためと稱される新中立法により、實際上はかへつて中立維持の困難になつた點を指摘しつゝある。

尙ほ、新中立法の成立により、米國の航空機その他軍需工業の部門は活況を呈するに至つたが、その反面に於て、海運界は多大の打撃を蒙るに至つたやうである。

六

新中立法の成立に對し、英國及びフランスの朝野は雙手をあげて歓迎し、フランスは、それによる新事態に對應す

るため國務會議を開いて對米軍需品註文の手順をとひ、英國では米國新中立法の成立は英佛側としてさきの英佛土條約に次ぐ勝利であり、しかも英佛土條約よりも一層意義深い勝利で、それにより英佛側を精神的にも物質的にも援助する結果となることは否めないと稱した。そして、パーギン英軍需相は、「米國の新中立法は米國の兵器工場及び無盡蔵の資源を英佛兩國の自由處分に委ねることを意味するものであり、我々の現在要求するものは特殊の機械器具類や原料並びに彈丸等である。」と語つたと傳へられた程である。

一方、ドイツ側はそれに對し、この新事態發展の重要性を過小に評價はせぬが、ドイツとしては既に豫期してゐた處であり、それに對する方策も充分に考慮されてゐるといつてゐる。又、ソ聯側の意圖を見れば、モロトフ外務人民委員が、「米國の中立法改正は歐洲戦争を擴大し、これを長引かせるものであり、武器禁輸撤廢は、單に戦争によつて利益を獲得せんが爲めの努力に、假面をかむらせただけのものにすぎない。」と論難し、政府機關紙も新中立法は實際上米國をしてドイツに對抗させ、以て英佛を援助させることを意味するものであるといふ論調を示してゐるのである。

増員とその対策

先づ時間管理の徹底化を！
生産補充に 能率増進に 従業員の増加
と共にニデカの御設備こそ下の急務です

型録送呈



出退勤用に・作業記録に・原価計算に
★ベル・サイレンの鳴らせる便利な自働時報装置付

日本電気株式会社特定販賣所

ニデカ販賣株式会社

本社 東京都日本橋區橋二丁目(大同ビル) 電話日本橋4607・5024
支店 大阪市西區土佐堀一丁目(大同ビル) 電話土佐堀7034・4345
出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル) 電話博多5418

文部省推薦圖書だより

◇吳淞クリック(日比野士朗著) 召集令狀、

出陣、吳淞クリック、野戦病院の一聯の作
品からなつてゐる小説集であるが、上海戦
線に参加した一伍長の貴重な体験が、素朴
な、落ちついた筆致を以て描かれてゐる。
特にその壮烈な波河戦や、野戦病院に於
ける將兵の生活は讀者に深い感動を與へ
るものである。頁六二、五五頁、定価二冊、送料〇
四、發行東京市神田區丸の内中央公署、振替東京三
四番

◇人事調停法概説(片山哲著) 第七十四議會

を通過して本年七月一日より施行されるこ
となつた新法律(人事調停法)の解説書で
ある。本書は一般婦人や氣の毒な娘、或は
妹を持つ父兄や、更に進んで調停委員や方
面委員に推されるやうな人々の参考書たら
んとして書かれたもので、専門法律書では
ないが、必ずしも一般的常識書でもなくそ
の中間を行くものである。先づ本法の總括
的説明から始めて、各條項を逐次にわかり
易くしかも、かなり厳密に解説し、終りに家
庭紛争の生ずる原因を検討して、現行の親
族法、相続法の含む實生活との矛盾を指摘
し、その速なる改正を期待し、最後に親族
法、相続法が如何に改正されんとしつゝあ

宮城縣圖書だより

るかを概説し、附録として家庭事件に關す
る司法統計、調停申立の書式等を示して實
際役に役立つことを期してゐる。頁六四、一
七頁、定価一冊二〇錢、送料〇四、發行東京市神田區神
保町二番地、振替東京六五五六番

◇昭和人口動態統計(内閣統計局編) 本書は

主に、内地在住の内地人の昭和十三年に於
ける婚姻、離婚、出生、死亡等の人口の變
動に關する状況を明らかにしたもので、本
統計は市町村長が戸籍法に依る各種届出
を材料とし人口動態調査令に基づき作成
した人口動態調査票を分類集計したもので
ある。なほ附録として禪太に於ける分も掲
載してある。頁四二〇三頁、定価一冊四〇錢、送料
九錢、發行内閣印刷局

◇昭和死亡原因統計(内閣統計局編) 本書は昭和

十三年中の内地に於て死亡した内地人につ
き、その死亡原因及び死因と季節、年齢、職
業との關係についての統計を精録したもの。
本統計は人口動態調査令に基づき市町村
長が戸籍法に依る死亡届につき人口動態調
査票をつくり之により分類集計したもので
ある。なほ附録として禪太に於ける分も掲
載してある。頁四二四頁、定価一冊四〇錢、送料九
錢、發行内閣印刷局

週報	昭和十四年十一月十五日印刷發行	印刷部	發行部	印刷部	發行部	印刷部	發行部
週報	昭和十四年十一月十五日印刷發行	印刷部	發行部	印刷部	發行部	印刷部	發行部
週報	昭和十四年十一月十五日印刷發行	印刷部	發行部	印刷部	發行部	印刷部	發行部
週報	昭和十四年十一月十五日印刷發行	印刷部	發行部	印刷部	發行部	印刷部	發行部

露光量違いにより重複撮影

増員とその対策

先づ時間管理の徹底化を！
生産擴充に 能率増進に 従業員の増加
と共にニデカの御設備こそ刻下の急務です

型録送呈



ニデカ
日本電氣株式會社製
タイムレコーダ

出退勤用に・作業記録に・原價計算に
★ベル・サイレンの鳴らせる便利な自動時報装置附

日本電氣株式會社特定販賣所

ニデカ販賣株式會社

本社 東京市日本橋區通二丁目(大同ビル) 電 日本橋 4007・5034
支店 大阪市西區土佐堀一丁目(大同ビル) 電 土佐堀 7034・4343
出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル) 電 東 5616

文部省補償圖書だより

◇吳淞クリック(日比野士朗著) 召集令狀、川俣、吳淞クリック、野戦病院の一聯の作品からなつてゐる小説集であるが、上海戦線に參加した一伍長の貴重な體驗が、素朴な、著ちついた筆致を以て描かれてゐる。特にその壯烈な渡河戦や、野戦病院に於ける將兵の生活は讀者に深い感動を與へるものである(四六判二五頁、定価一圓四角、發行東京市御町九七五ビル中央公報社、振替東京三三四)

◇人事調停法概説(片山哲著) 第七十四議會を通過して本年七月一日より施行されることとなつた新法律「人事調停法」の解説書である。本書は一般婦人や氣の毒な娘、或は妹を持つ父兄や、更に進んで調停委員や方面委員に推されるやうな人々の参考書たりんとし書かれたもので、専門法律書ではないが、必ずしも一般的常識でもなくその中間を行くものである。先づ本法の總括的説明から始めて、各條項を逐次にわかり易くしかも、かなり嚴密に解説し、終りに家庭紛争の生ずる原因を検討して、現行の親族法、相続法の含む實生活との矛盾を指摘し、その連なる改正を期待し、最後に親族法、出級法が如何に改正されんとしつゝある

るかを概説し、附録として家庭事件に關する司法統計、調停申立の書式等を示して實際に役立つことを期してゐる(四六判一九七頁、定価一圓二角、送料一四錢、發行東京市御町九七五ビル中央公報社、振替東京三三四)

官製編纂圖書だより

◇昭和十三年人口動態統計(内閣統計局編) 本書は主に、内地在住の内地人の昭和十三年に於ける婚姻、離婚、出生、死亡等の人口の變動に關する状況を明らかにしたもので、本統計は市町村長が戸籍法に依る各種届出を材料とし人口動態調査令に基づき作成した人口動態調査票を分類集計したものである。なほ附録として樺太に於ける分も掲載してある(命題二〇三頁、定価一圓四角、送料九錢、發行内閣印刷局)

◇昭和十三年死因統計(内閣統計局編) 本書は昭和十三年中の内地に於て死亡した内地人につき、その死に原因及び死因と季節、年齢、職業との關係についての統計を輯録したものである。本統計は人口動態調査令に基づき市町村長が戸籍法に依る死亡届につき人口動態調査票をつくり之により分類集計したものである。なほ附録として樺太に於ける分も掲載してある(命題二四四頁、定価二圓一〇錢、送料九錢、發行内閣印刷局)

注意御	所込申	價定	週報
<p>▲本誌より轉載の場合には必ず「週報第何巻」に「轉載」の旨を明記し、且つ右轉載誌を内閣情報部編輯課第三部郵送課に送付下さい。</p> <p>▲本誌記事の全部轉載は印刷致しません。</p> <p>▲御覽見の週報郵送料は印刷に掛つた御覽見の週報郵送料を知らずして下さい。</p> <p>▲本誌を他へお譲りの場合は印刷局へ御覽見の週報郵送料の向は内閣印刷局へ</p>	<p>内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三二一 振替東京一九〇〇〇 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三 振替東京九三九〇 各書店・驛・賣店</p>	<p>一部 (五錢送料) ▲最初の郵送御覽見の方は一部送料(外國郵便に依る地域は十錢)の御金を以て御金を返へ御申込み下さい。</p> <p>▲御覽見の場合其の都度郵送料より送料を市受けます。</p>	<p>昭和十四年十一月十五日印刷發行 編輯者 内閣情報部 東京市御町區米田町 内閣總理大臣官舎内 發行所 内閣印刷局 東京市御町區大手町</p>

露光量違いにより重複撮影

